○農林水産省告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿央町合里字桑原四四六九の一、四四七四、四四八七、字鈴原四四九一の三、四四九一の五、四四九三の七、四四九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑原四四六九の一・四四七四・四四八七・字鈴原四四九一の三・四四九一の五・四四九四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字会染七二八三、七二八四、七二九三から七二九八まで、七二九九の一、七三〇〇の一、七三〇二の一、七三〇三の一、七三〇四の一、七四〇七、七四〇八の一、七四〇九の一、七四一〇から七四一二まで、七四一七から七四一九まで、七四二〇の一、七四三一、七四三二、七四三三の一、七四三四の一、七九六四の二、七九六五の一、七九六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県大町市常盤字火打山七〇〇三から七〇〇五まで、字渡り沢七〇一六・七〇一七の口・七〇一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇一四、七〇一五、七〇一七のイ、七〇一八、七〇二〇、七〇二三から七〇二五まで、字赤嵐七〇三一（次の図に示す部分に限る。）、七〇三三、字坂頭七〇三六から七〇三八まで、七〇三八の二、七〇四二、字渡沢口七〇八九（次の図に示す部分に限る。）、七〇四四、字山ノ神裏七〇八八・七〇九〇・七〇九一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇八七、七〇九二の一、字塔城七〇九五の一（次の図に示す部分に限る。）、七〇九三の二、七〇九四の一、七〇九四の三、七〇九七の二、字仏崎七一〇三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字火打山七〇〇四・字渡り沢七〇一七のイ・七〇一八・七〇二〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇一六、七〇一七のロ、字赤嵐七〇三三（次の図に示す部分に限る。）、七〇三一、字坂頭七〇三六から七〇三八まで・七〇三八の二・七〇四二・字渡沢口七〇四四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇八九、字山ノ神裏七〇八七・七〇九二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇八八、七〇九〇、七〇九一、字塔城七〇九三の一・七〇九四の一・七〇九七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇九三の二、七〇九四の三、七〇九五の一、字仏崎七一〇三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳二六九の一、二七九の一四二、二七九の一八二、二七九の一九七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字山天七二の一、七二の二、七三から七五まで、八〇、八二から八七まで、八九、九四、九五、九六の一、三一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山天七二の一・七三から七五まで・八〇・八二・八三・八六・八九・九四・九六の一・三一四（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、七二の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）